
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 32 号「金融商品：表示」 中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）における、中央清算の取次ぎを受けたデリバティブの会計処理に関する議論を踏まえたアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）について、ご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 論点の概要

要望の概要

2. 2008 年の金融危機の後、多くの国の規制当局は、一定のデリバティブ取引について中央清算機関¹（以下「CCP（central clearing counterparty）」という。）を通じた決済を義務付ける規制を導入した。中央清算機関を通じて決済するためには、清算資格を有する清算参加者（Clearing Members²）の関与が必要である。

IFRS-IC は、清算参加者は清算取次ぎ業務（client clearing service）について、本人として会計処理すべきか、それとも清算委託者（client）と CCP の代理人として会計処理すべきか、という質問を受けた。

3. 要望書によると、本論点において想定されている状況は次のとおりである（図 1 参照）。

(1) 清算委託者 X（買手）は、清算委託者 Y（売手）とデリバティブ取引（以下「原取引」という。）を行う。清算委託者 X は、自らは清算資格を有していないことから、当該原取引の決済を行うために、清算資格を有する企業 A に当該取引について清算の取次ぎを委託し、企業 A を相手方として原取引と同じ内容のデ

¹ わが国の CCP としては日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）がある。

² “Clearing Brokers” と呼ばれることもある。

リバティブ取引を行う。売手である清算委託者 Y も自らは清算資格を有していない場合には清算参加者に清算を委託する必要がある。清算委託者は、自らが締結したデリバティブ取引から生じる便益をすべて享受するとともに、リスクもすべて負担する。また、取引の開始及び終了については清算委託者がコントロールする。

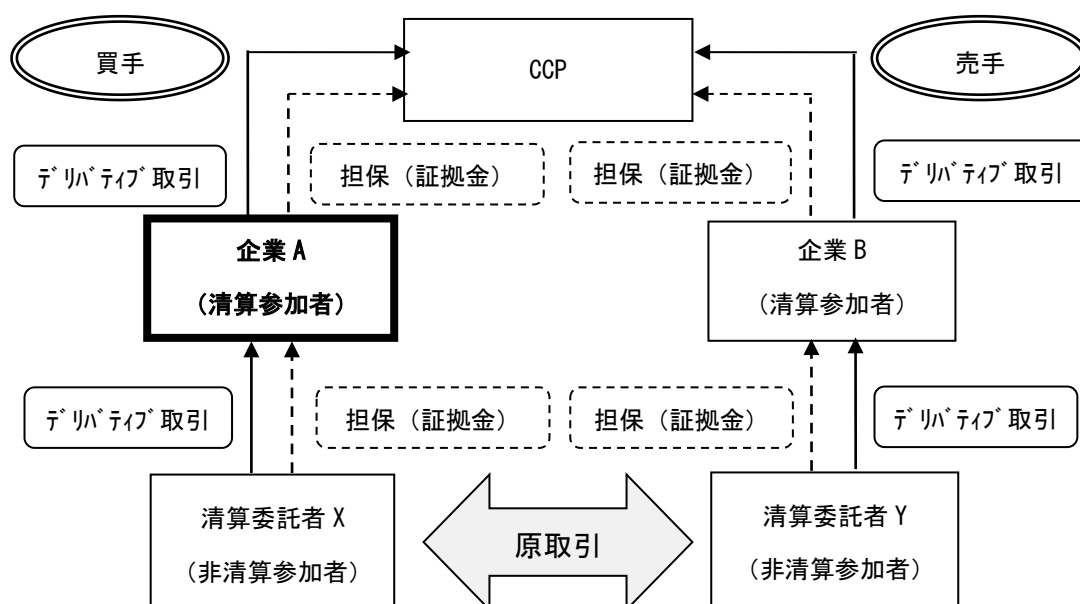
- (2) 企業 A は、清算委託者 X とのデリバティブ取引の内容と実質的に同じとなるように CCP とのデリバティブ取引（清算の申込み）を行う。企業 A は、清算委託者 X からの指示なく、自らの便益のために CCP とのデリバティブを清算、終了、移転、弁済することはできない。
- (3) CCP は、清算参加者から清算の申込みを受け、その内容が適格であることを確認した後取引を登録すると、①買手である（清算委託者 X 側の清算参加者である）企業 A と CCP、②売手である（清算委託者 Y 側の）清算参加者 B と CCP との間で、それぞれ、企業 A と清算参加者 B が契約する場合と同じ条件となるようにデリバティブ取引が成立する³。
- (4) 企業 A は、一般的な清算参加者として清算委託者 X による CCP に対する契約の履行を保証しているため、清算委託者 X が契約義務を履行できない場合に信用リスクにさらされることになる。清算参加者は、そのような信用リスクにさらされないように、清算委託者に対し当初証拠金や変動証拠金の差入れを担保として求めることによりリスクの軽減を図っている。したがって、企業 A は、清算委託者が倒産した場合に、差し入れられた担保では契約履行に必要な金額を回収できず、かつ、他の手段でも清算委託者から回収できないときに CCP に対してリスクを負うことになるが、担保が差し入れられていることからそのリスクはかなり軽減されているといえる。
- (5) 清算参加者は、CCP の契約の履行については（清算委託者に対し）保証していない。

³ JSCC の「CDS 清算業務に関する業務報告書」によると、以下の記載がある。

「（債務負担による清算約定の成立）

第 49 条 当社が、適格 CDS 取引の両当事者である清算参加者から前条第 1 項の申込みに係る通知を受領し、その内容及び当該適格 CDS 取引が当社の定める条件を満たすことを確認した場合には、当社が定める時点をもって、債務負担の対象となった適格 CDS 取引において買い手であった清算参加者と当社との間に、当社を売り手とする CDS 取引が成立し、債務負担の対象となった適格 CDS 取引において売り手であった清算参加者と当社との間に、当社を買い手とする CDS 取引が成立する。」

図1 本論点について想定される取引のイメージ



4. 要望書の提出者は、IAS 第 18 号「収益」（以下「IAS 第 18 号」という。）又は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）における本人/代理人に関する要求事項、並びに IFRS 第 9 号における金融資産又は金融負債の認識に関する要求事項に照らし、金融機関が中央清算されるデリバティブを取り扱う場合に、清算参加者の立場で清算業務をどのように会計処理するのかについては実務のばらつきがみられるとしている。

要望書の提出者は、この論点については、清算参加者は本人として行動しているとする見解（見解 1）と、清算参加者は代理人として行動しているとする見解（見解 2）の 2 つの見解がみられるとしている。

5. 見解 1 の論拠は次のとおりである（図 2 参照）。
- (1) 清算参加者は、CCP との契約に基づく取引に基づいて、受渡、清算、決済の責任を有している。これは、IAS 第 18 号の IE21 項(a)及び IFRS 第 15 号の B37 項(a)における特定された財又はサービスを提供するという主たる責任を示している。担保の提供により清算参加者が負担することが予想される信用リスクが僅

少である場合でも、清算参加者がある程度の信用リスクを負担することは、IAS 第 18 号の IE21 項(d)における特徴を示している⁴。

- (2) 清算参加者は CCP と清算委託者との間で別々の契約を締結している。それぞれの取引は、IFRS 第 9 号が適用される金融商品を生じさせる契約であることから、同第 3.1.1 項が適用され、財政状態計算書においてもそれぞれに認識される。

IFRS 第 9 号第 3.1.1 項（強調は事務局による追加）

企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産又は金融負債を財政状態計算書に認識しなければならない。

IAS 第 32 号第 11 項

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。

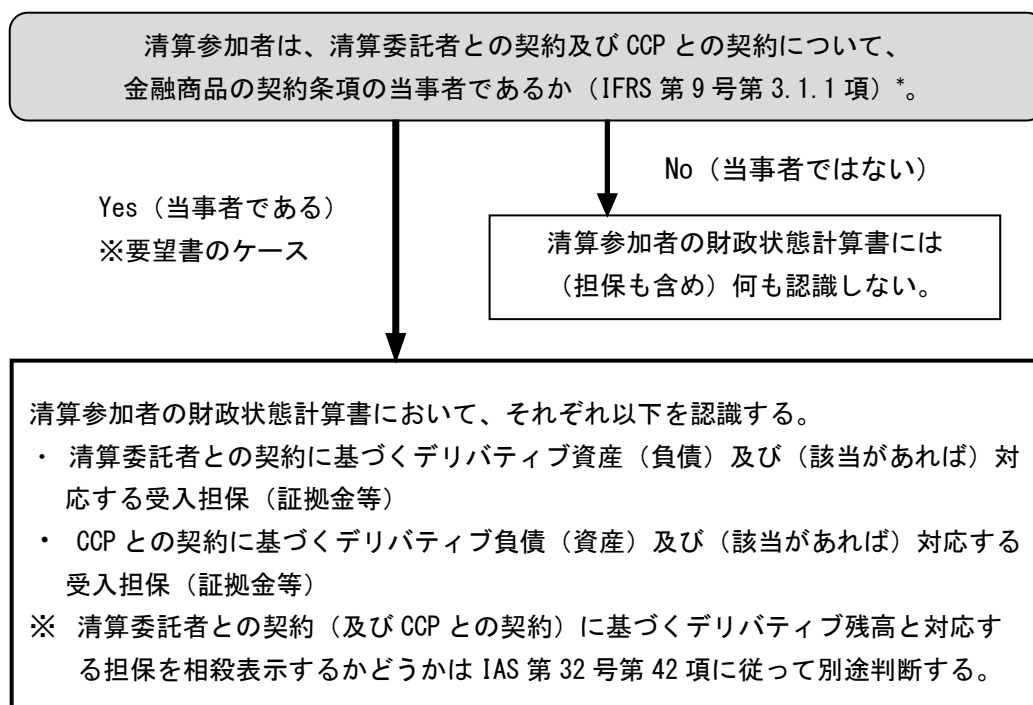
IAS 第 32 号 AG15 項（強調は事務局による追加）

金融商品には、一次金融商品（受取債権、支払債務及び資本性金融商品など）とデリバティブ金融商品（金融オプション、先物及び先渡取引、金利スワップ及び通貨スワップなど）が含まれる。デリバティブは金融商品の定義に該当し、したがって本基準の範囲に含まれる。

- (3) この見解では、清算参加者の財政状態契約書において 2 つのデリバティブがそれぞれ公正価値で認識される。デリバティブの公正価値による変動の影響は相殺されることが見込まれるとしても、清算参加者は、デリバティブ資産とデリバティブ負債の双方を総額で財政状態計算書に認識する。

⁴ 関連する規定は別紙 2 を参照のこと。

図2 見解1の検討アプローチ



* デリバティブは金融商品であることから、本取引に関してはIFRS第9号が適用されるため、IAS第18号又はIFRS第15号は適用されないと考える。

6. 見解2の論拠は次のとおりである（図3参照）。

- (1) IFRS第9号は、同第3.1.1項において、契約条項の当事者になった場合には、金融資産又は金融負債を財政状態計算書に認識しなければならないとするのみで、本人なのか代理人なのかを判定するガイダンスは含まれていない。したがって、本人/代理人分析を行うにあたっては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS第8号」という。）の第10項及び第11項を検討し、IAS第18号又はIFRS第15号において、企業が本人なのか代理人なのかを評価する際の検討事項が取り扱われていることに着目する。

IAS第8号第10項

取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。（以下略）

IAS第8号第11項

第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。

(a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の要求事項

(b) 「フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念

- (2) IAS 第 18 号の観点からは、清算参加者が当該取引（清算取次ぎ業務）において引き受ける業務内容は、清算委託者が希望する CCP に対する投資ポジションを清算委託者の代わりに構築することであり、また、清算委託者から交渉により決定済みのコミッション・フィーや口座維持手数料を受け取ることは、代理人として行動していることを示す特徴の一つに該当する⁵。
- (3) 2016 年に公表された IFRS 第 15 号の明確化において、本人なのか代理人なのかの特徴を示す指標としていた信用リスクの指標は削除されている。これは、代理人であるとする論拠を補強するものである。さらに、清算取次ぎ関係は、次のように IFRS 第 15 号の B37 項における本人であるという指標にはあてはまらない。

IFRS 第 15 号 B37 項	清算取次ぎ関係へのあてはめ
(a) 企業が、特定された財又はサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している。	清算参加者は、自らの負債を清算取次ぎ契約の範囲内に限定している。
(b) 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は支配の顧客への移転の後に、企業が在庫リスクを有している。	清算参加者は、公正価値の変動による影響を受けない。
(c) 特定された財又はサービスの価格の設定において企業に裁量権がある。	原取引が存在しており、清算参加者は、自らが締結する契約における価格

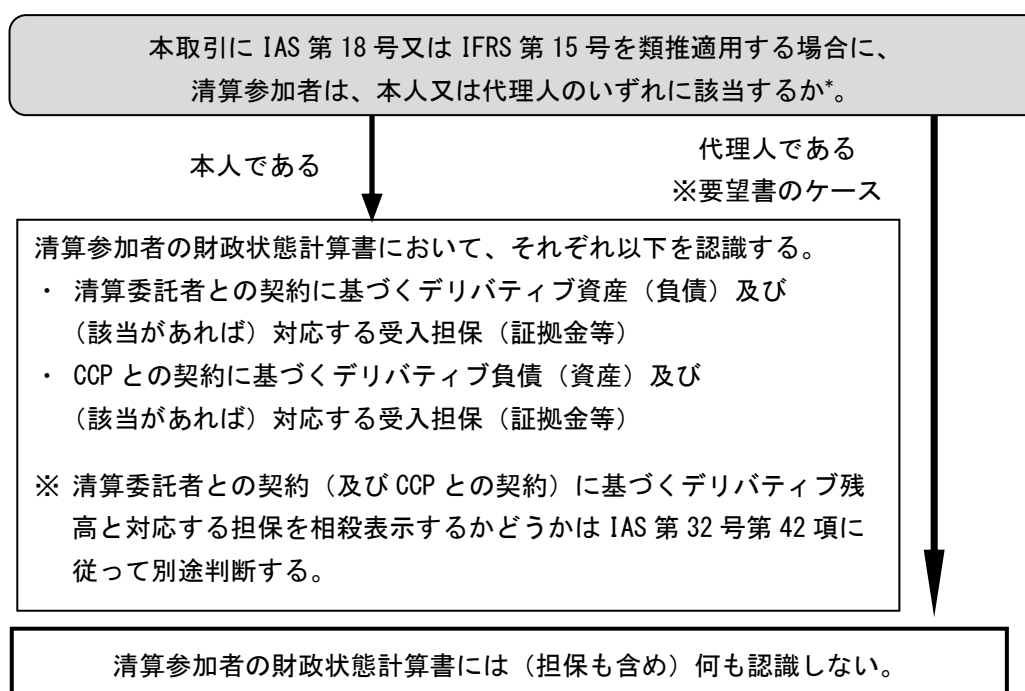
⁵ IAS 第 18 号 IE21 項には、以下の記述がある。

「企業が代理人として行動していることを示す特徴の 1 つは、企業が稼得する金額が事前に決定されていること（取引当たりの固定料金又は顧客に対する請求金額の一定率のいずれか）である。」

IFRS 第 15 号 B37 項	清算取次ぎ関係へのあてはめ
	の設定について裁量権を有していない。

- (4) また、清算参加者が、投資のアドバイスは提供せず、独立に契約した取引の清算を望んでいる清算委託者のアクセスポイントとして行動している点は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）では、意思決定者が代理人と判定される一つの要因となっている⁶。
- (5) 清算参加者は、財政状態計算書には何も認識しない（清算取次ぎ手数料等の関連するフィーを除く。）。

図 3 見解 2 の検討アプローチ



*IFRS 第 9 号は本人/代理人分析についてのガイダンスは提供していないため、本取引に関しては IAS 第 18 号又は IFRS 第 15 号が類推適用されると考える。

⁶ IFRS 第 10 号 B60 項では、意思決定者が代理人かどうか決定する際に考慮しなければならない要因の一つとして「投資先に対する意思決定権限の範囲」を含めている。

アウトリーチの結果

7. IASB スタッフは、各法域の関係者へのアウトリーチを行った結果、多くの企業は見解1の本人として会計処理しているとの回答を得た。回答者は、IFRS 第9号を適用する際には、契約内容に基づく契約上の権利及び義務が非常に重要であることを強調した。ある回答者からは、金融商品はIAS 第18号及びIFRS 第15号の適用範囲外であるため、これらを類推するのは適切ではないとのコメントが寄せられた。
8. さらに、多くの回答者から、適用される会計処理は、取引の対象となるデリバティブのタイプや特定の法域において適用される清算に関連する法の枠組みによる具体的な事実と状況によって異なるものであり、デリバティブ及び清算の複雑さや様々な性質を考慮すれば、すべての取引について単一の回答をすることは難しいとのコメントがあった。

III. 2017年3月開催のIFRS-IC会議における議論

IASB スタッフによる提案

9. IASB スタッフは、要望書の提出者からの質問について、次の分析結果と結論を提示したうえで、IFRS-ICのアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。
10. IASB スタッフは、IAS 第8号の第7項⁷に従って事例に当てはまる具体的なガイダンスが基準にあるかどうかを判断する場合には、まずIFRS基準の範囲の要求事項及び定義を検討する必要があると考えた。質問における取引に具体的に当てはまる基準が存在しない場合のみ、IAS 第8号の第10項から第12項⁸に従って、他の基準が類推適用できるかどうかを検討することになる。
11. IASB スタッフは、要望書に記載された取引の性質を前提として、清算参加者はまずIFRS 第9号及びIAS 第32号「金融商品：表示」（以下「IAS 第32号」という。）を契約上の取決めに適用できるかを検討することになると考えた。IASB スタッフ

⁷ IAS 第8号第7項には、以下の定めがある。

「あるIFRSが取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる場合には、当該項目に適用する会計方針は、そのIFRSを適用して決定しなければならない。」

⁸ 関連する規定は別紙2を参照のこと。

は、IFRS 第 9 号第 2.1 項⁸に記載されている IFRS 第 9 号の範囲の対象外とされている事項は、要望書に記載された取引にはあてはまらなないと考えた。また、IFRS 第 15 号⁹及び IAS 第 18 号¹⁰の適用範囲からも金融商品は除外されている。

12. したがって、IASB スタッフは、要望書に記載された契約上の取決めに基づく清算参加者の権利及び義務が IAS 第 32 号の第 11 項に定められる金融商品の定義に該当するのであれば、当該契約は IFRS 第 9 号の範囲に含まれ、そのような場合には、清算参加者は IFRS 第 15 号（又は IAS 第 18 号）における本人/代理人分析を適用することはできないと考えた。

清算参加者の清算機関及び清算委託者に対する権利及び義務は、事実に基づいて決まることであり、契約条件の詳細に基づくべきものである。

13. また、IASB スタッフは、IFRS 第 15 号（又は IAS 第 18 号）における本人/代理人分析は、損益計算書において収益を認識する金額を判定するための要求事項であり、財政状態計算書における資産又は負債を認識するかどうかについては取り扱っていないと考えた。
14. 清算参加者は、契約が金融商品の定義を満たす場合、IFRS 第 9 号を適用して認識及び測定を行う。金融資産及び金融負債を相殺表示するかどうかは IAS 第 32 号の第 42 項¹¹を適用して評価する。
15. 以上より、IASB スタッフは、本論点に関して次のように結論付けた。
- (1) 清算参加者はまず IAS 第 8 号の第 7 項を適用して IFRS 基準書における金融商品に関する要求事項を適用するかどうかを、IFRS 第 15 号（又は IAS 第 18 号）の本人/代理人に関する要求事項を検討する前に検討する。

⁹ IFRS 第 15 号第 5 項には、以下の定めがある。

「企業は、次のものを除き、顧客とのすべての契約に本基準を適用しなければならない。

- (c) IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IAS 第 27 号「個別財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれる金融商品及び他の契約上の権利又は義務」

¹⁰ IAS 第 18 号第 6 項には、以下の定めがある。

「本基準は、次のものから生じる収益は取り扱わない。

- (d) 金融資産及び金融負債の公正価値の変動又はそれらの処分（IFRS 第 9 号「金融商品」参照）」

¹¹ 関連する規定は別紙 2 を参照のこと。

- (2) 契約上の取決めが IAS 第 32 号における金融商品の定義を満たさない場合には、IAS 第 8 号の第 10 項から第 12 項の定めを適用して、契約上の取決めにおける適切な会計方針を決定する。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

16. IFRS-IC メンバーは、IASB スタッフが提示したアジェンダ決定案の文案については修正が必要であるとしたものの、IASB スタッフの分析及び提案には同意した。

IFRS-IC 会議での議論の結果

17. 議論の結果、スタッフ・ペーパーに示された文案は大幅に修正され、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（公表されたアジェンダ決定案の原文を別紙 1 に記載している）。
- (1) CCP による中央清算取引において、清算されるデリバティブの種類や法の枠組みは法域により様々である。
- (2) IFRS-IC は、清算参加者の観点から中央清算の取次ぎを受けたデリバティブに関する会計処理の明確化について要望を受けた。
- (3) これに対する IFRS-IC の結論は次のように記載されている。
- ① 取引の結果、IFRS 第 9 号（又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）の範囲に含まれる契約が生じる場合、清算参加者はまずそれらの契約に IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の要求事項を適用する。IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）は、企業に対し、金融商品の契約条項の当事者となったときに金融商品を財政状態計算書に認識することを求めている。清算参加者は、IAS 第 32 号第 42 項の相殺の要求事項を満たさない限り、認識された金融資産及び金融負債を別個に表示する。
- ② 取引が IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれず、かつ、他に具体的に適用される IFRS 基準がない場合にのみ、清算参加者は IAS 第 8 号の第 10 項から第 12 項を適用し、当該取引について適切な会計方針を決定する。
- (4) IFRS-IC は、IFRS 基準の要求事項は、清算参加者が中央清算の取次ぎを受けたデリバティブの会計処理をどのように行うべきかに関する適切な基礎を提供していると結論づけた。

- (5) したがって、IFRS-IC は、この論点を基準設定のアジェンダに追加しないことを [決定した]。

今後の予定

18. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017 年 5 月 22 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙 1)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」

IAS 第 32 号「金融商品：表示」 — 中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ（アジェンダ・ペーパー10）

いくつかの法域では、特定のデリバティブについて中央清算機関（CCP）を通じて清算することを強制している。CCP を通じて清算するためには、企業は清算参加者でなければならない[1]。清算が要求される商品の種類や、それを取り巻く法的枠組みは、法域間で異なっている。

委員会は、清算参加者の観点から中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ契約の会計処理を明確化するように求める要望を受けた。

委員会は、清算参加者はまず金融商品に関する要求事項を適用するという結論を下した。より具体的には、委員会は次のことに着目した。

- a. 取引により IFRS 第 9 号「金融商品」（又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）の範囲に含まれる契約が生じる場合には、清算参加者は当該契約に IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）を適用する。IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）は、企業が金融商品の契約条項の当事者となった時に当該金融商品を財政状態計算書において認識することを要求している。清算参加者は、認識した金融資産と金融負債を別々に表示する。ただし、IAS 第 32 号の第 42 項の相殺の要求事項に従って、財政状態計算書における純額表示が要求されている場合は除く。
- b. 取引が IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれるものでなく、他の IFRS 基準が具体的に当てはまらない場合には、その場合に限り、清算参加者は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 12 項のヒエラルキーを適用して、当該取引についての適切な会計方針を決定する。

委員会は、IFRS 基準における原則及び要求事項は、中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ契約を清算参加者が会計処理するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

[1] 清算参加者は、清算ブローカーと呼ばれる場合もある。

関連する基準等

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

会計方針

会計方針の選択及び適用

- 10 取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。
- (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある。
 - (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。
 - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表す。
 - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。
 - (iii) 中立である、すなわち偏りが無い。
 - (iv) 慎重である。
 - (v) 重要性があるすべての点で完全である。
- 11 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。
- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の要求事項
 - (b) 「フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念
- 12 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は、会計基準を開発するために類似の概念フレームワークを使用している他の会計基準設定主体の直近の基準等の文書、

その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行も、第11項に記載されている根拠資料に反しない範囲において、考慮することができる。

IAS 第18号「収益」

(設例)

認識及び測定

21 企業の本人として行動しているのか代理人として行動しているかの判定 (2009年修正)

第8項は、「代理の関係にある場合、経済的便益の総流入は、本人のために回収した金額で企業の持分の増加をもたらさない金額を含んでいる。本人のために回収した金額は収益ではない。その代わりに、この場合には、手数料の額が収益となる」としている。企業が本人として行動しているのか代理人として行動しているのかの判定には、判断が必要であり、関連性のあるすべての事実と状況の検討を要する。

企業が、物品の販売又はサービスの提供に関連する重要なリスク及び経済価値に対するエクスポージャーを有している場合には、当該企業は本人として行動している。企業が本人として行動していることを示す特徴には、次のようなものが含まれる。

- (a) 顧客に対する財又はサービスの提供又は注文の履行について、企業が（例えば、顧客が注文又は購入した製品やサービスの適合性について責任を負うことにより）第一義的な責任を有している。
- (b) 顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に、在庫リスクを企業が負っている。
- (c) 企業が価格決定の自由を、直接又は間接に（例えば、追加的な財又はサービスの提供により）有している。
- (d) 顧客に対する売掛金について、企業が顧客の信用リスクを負担している。

企業が、物品の販売又はサービスの提供に関連する重要なリスク及び経済価値に対するエクスポージャーを有していない場合には、企業は代理人として行動している。企業が代理人として行動していることを示す特徴の1つは、企業が稼得する金額が事前に決定されていること（取引当たりの固定料金又は顧客に対する請求金額の一定率のいずれか）である。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

(付録 B 適用指針)

本人なのか代理人なのかの検討

- B34 他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合には、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかを判断しなければならない。企業は、自らが本人であるのか代理人であるのかを、顧客に約束した特定された財又はサービスのそれぞれについて判断する。特定された財又はサービスとは、顧客に提供すべき別個の財又はサービス（又は財又はサービスの別個の束）である（第 27 項から第 30 項参照）。顧客との契約に複数の特定された財又はサービスが含まれている場合には、企業はある特定された財又はサービスについて本人であり、他の特定された財又はサービスについて代理人である可能性がある。
- B34A 約束の性質を（B34 項に記述したように）判断するために、企業は次のことを行わなければならない。
- (a) 顧客に提供すべき特定された財又はサービスを識別する（これは、例えば、他の当事者が提供する財又はサービスに対する権利である可能性がある（第 26 項参照））。
 - (b) 特定された財又はサービスのそれぞれが顧客に移転される前に、当該財又はサービスを（第 33 項に記述したように）企業が支配しているのかどうかを評価する。
- B35 企業が、特定された財又はサービスを、当該財又はサービスが顧客に移転される前に支配している場合には、企業は本人である。しかし、特定された財の法的所有権が顧客に移転される前に、企業がその法的所有権を瞬間的にしか獲得しない場合には、企業は必ずしもその財を支配していない。本人である企業は、特定された財又はサービスを提供する履行義務を自ら充足する場合もあれば、別の当事者（例えば、外注先）に自らに代わって履行義務の一部又は全部を充足させる場合もある。

- B35A 顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合には、本人である企業は次のいずれかに対する支配を獲得する。
- (a) 当該他の当事者からの財又は他の資産で、企業がその後に顧客に移転するもの
 - (b) 当該他の当事者が履行するサービスに対する権利（それにより、企業が当該他の当事者に企業に代わって顧客にサービスを提供するよう指図する能力を得る）
 - (c) 当該他の当事者からの財又はサービスで、企業がその後に顧客に特定された財又はサービスを提供する際に他の財又はサービスと結合させるもの。例えば、他の当事者が提供した財又はサービスを顧客が契約している特定された財又はサービスに統合するという重要なサービス（第 29 項 (a) 参照）を企業が提供する場合には、企業は特定された財又はサービスを当該財又はサービスが顧客に移転される前に支配している。これは、企業はまず特定された財又はサービスへのインプット（これには、他の当事者からの財又はサービスが含まれる）に対する支配を獲得し、結合後のアウトプット（これが特定の財又はサービスである）を創出するためにそれらの使用を指図するからである。
- B35B 本人である企業が履行義務を充足する時点で（又は充足するにつれて）、企業は移転する特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額を収益に認識する。
- B36 企業の履行義務が、他の当事者による特定された財又はサービスの提供を手配することである場合には、企業は代理人である。代理人である企業は、他の当事者が提供する特定された財又はサービスを、当該財又はサービスが顧客に移転される前に支配していない。代理人である企業が履行義務を充足する時点で（又は充足するにつれて）、企業は、収益の認識を、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると企業が見込んでいる報酬又は手数料の金額で行う。企業の報酬又は手数料は、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る対価を企業が当該当事者に支払った後に保持する対価の純額であるかもしれない。
- B37 企業が、特定された財又はサービスを、それが顧客に提供される前に支配している（したがって、本人である（B35 項参照））という指標には、次のようなものがあるが、これらに限定されない。
- (a) 企業が、特定された財又はサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している。これには通常、特定された財又はサービスの受入可能性に対す

る責任（例えば、財又はサービスが顧客の仕様を満たしていることについての主たる責任）が含まれる。企業が特定された財又はサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している場合、これは、特定された財又はサービスの提供に關与する他の当事者が企業に代わって行動していることを示している可能性がある。

(b) 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は支配の顧客への移転の後（例えば、顧客が返品のコリを有している場合）に、企業が在庫リスクを有している。例えば、企業が、顧客との契約を獲得する前に、特定された財又はサービスを獲得するか又は獲得する約束をする場合、これは、当該財又はサービスが顧客に移転される前に、企業が当該財又はサービスの使用を指図する能力及び当該財又はサービスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を有していることを示している可能性がある。

(c) 特定された財又はサービスの価格の設定において企業に裁量権がある。特定された財又はサービスに対して顧客が支払う価格を設定していることは、企業が当該財又はサービスの使用を指図し、残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を有していることを示している可能性がある。しかし、場合によっては、代理人が価格の設定における裁量権を有していることもある。例えば、代理人が、財又はサービスが他の当事者によって顧客に提供されるように手配するというサービスから生じる追加的な収益を生み出すために、価格の設定において若干の柔軟性を有している場合がある。

B37A B37 項における指標は、特定された財又はサービスの性質及び契約の条件に応じて、支配の判定への関連性が高い場合も低い場合もある。さらに、異なる契約においては、説得力のより高い証拠を提供する指標が異なる可能性がある。

B38 別の企業が契約における企業の履行義務及び契約上の権利を引き受けて、それにより、企業が、特定された財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足する義務を負わなくなる（すなわち、企業がもはや本人として行動していない）場合には、企業は当該履行義務について収益を認識してはならない。その代わりに、企業は、当該他の企業のために契約を獲得するという履行義務の充足について収益を認識すべきかどうか（すなわち、企業が代理人として行動しているかどうか）を評価しなければならない。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

定 義 (AG3項からAG23項も参照のこと)

11 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。

金融資産とは、次のような資産をいう。

- (a) 現 金
- (b) 他の企業の資本性金融商品
- (c) 次のいずれかの契約上の権利
 - (i) 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る。
 - (ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する。
- (d) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの
 - (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を受け取る義務があるか、又はその可能性があるもの
 - (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの。この目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

金融負債とは、次のような負債をいう。

- (a) 次のいずれかの契約上の義務
 - (i) 他の企業に現金又は他の金融資産を支払う。

- (i) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。
- (b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの
 - (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの
 - (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの。この目的上、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権をデリバティブ以外の同一クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供する場合には、資本性金融商品である。また、これらの目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプットブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が、第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類される。

表 示

金融資産と金融負債の相殺（AG38項からAG38F項及びAG39項も参照のこと）

- 42 企業は、次に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に表示しなければならない。
- (a) 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
 - (b) 純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。
- 認識の中止の要件を満たさない金融資産の譲渡を会計処理する際には、企業は、譲渡した資産と関連する負債とを相殺してはならない（IFRS 第9号、3.2.22項参照）。

IFRS 第9号「金融商品」

第2章 範 囲

2.1 本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品に適用しなければならない。

- (a) IFRS 第10号「連結財務諸表」、IAS 第27号「個別財務諸表」又はIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社及び共同支配企業に対する持分。ただし、一部の場において、IFRS 第10号、IAS 第27号又はIAS 第28号は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分を本基準の要求事項の一部又は全部に従って会計処理することを要求又は許容している。また、企業は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に係るデリバティブにも、本基準を適用しなければならない。ただし、当該デリバティブがIAS 第32号「金融商品：表示」における企業の資本性金融商品の定義に該当する場合を除く。
- (b) IFRS第16号「リース」が適用されるリースに基づく権利及び義務。ただし、
 - (i) 貸手が認識したファイナンス・リース債権（すなわち、正味ファイナンス・リース未回収額）及びオペレーティング・リース債権は、本基準の認識の中止及び減損の要求事項の対象となる。
 - (ii) 借手が認識したリース債務は、本基準の3.3.1項の認識の中止の要求事項の対象となる。
 - (iii) リースに組み込まれたデリバティブは、本基準の組込デリバティブの要求事項の対象となる。
- (c) IAS第19号「従業員給付」が適用される従業員給付制度に基づく事業主の権利及び義務
- (d) 企業が発行した金融商品のうち、IAS第32号の資本性金融商品の定義に該当するもの（オプション及びワラントを含む）又はIAS第32号の第16A項及び第16B項若しくは第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類することが要求されているもの。ただし、そのような資本性金融商品の保有者は、上記(a)の例外に該当しない限り、当該金融商品に本基準を適用しなければならない。

- (e) 次の契約による権利及び義務。(i) IFRS第4号「保険契約」で定義されている保険契約（IFRS第9号「金融商品」の付録Aの金融保証契約の定義に合致する保険契約のもとで生じる発行者の権利及び義務を除く）、又は、(ii) 裁量権のある有配当性を含んでいるためにIFRS第4号の範囲に含まれる契約。ただし、IFRS第4号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブは、それ自体がIFRS第4号の範囲に含まれる契約でなければ、本基準が適用される。さらに、金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、保険契約に適用される会計処理を使用していると明白に主張している場合は、発行者はこのような金融保証契約に対し、本基準又はIFRS第4号のいずれかを適用することができる（B2.5項及びB2.6項参照）。発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である。
- (f) 取得企業と売却側株主との間で被取得企業を購入又は売却する先渡契約で、将来の取得日においてIFRS第3号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合となるもの。先渡契約の期間は、必要な承認を得て取引を完了するために通常必要な合理的な期間を超えてはならない。
- (g) 2.3項に示したローン・コミットメント以外のローン・コミットメント。ただし、ローン・コミットメントの発行者は、他の点では本基準の範囲外となるローン・コミットメントに、本基準の減損の要求事項を適用しなければならない。また、すべてのローン・コミットメントは、本基準の認識の中止の要求事項の対象となる。
- (h) IFRS第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式に基づく報酬契約による金融商品、契約及び義務。ただし、本基準の2.4項から2.7項の範囲に含まれる契約は例外とし、それらには本基準が適用される。
- (i) IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って引当金として認識される負債を決済するために必要とされる支出、又は、過去の期間にIAS第37号に従って引当金を認識していた支出を企業に補填するための支払に対する権利
- (j) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる権利及び義務のうち、金融商品であるもの。ただし、IFRS第15号が本基準に従って会計処理することを定めているものは除く。

（付録B 適用指針）

認識及び認識の中止(第3章)

当初認識(セクション3.1)

B3.1.1 3.1.1項の原則の結果として、企業は、デリバティブによる契約上の権利及び義務のすべてを、財政状態計算書にそれぞれ資産及び負債として認識する。ただし、金融資産の譲渡を売却として会計処理することを妨げるデリバティブは除く(B3.2.14項参照)。金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合には、譲受人は、譲渡された資産を自らの資産として認識しない(B3.2.15項参照)。

B3.1.2 以下は3.1.1項の原則の適用の例である。

- (a) 無条件の債権及び債務は、企業が契約の当事者になり、その結果、現金を受け取る法的権利又は現金を支払う法的義務を有した時に、資産又は負債として認識される。
- (b) 財又はサービスを売買する確定約定の結果として取得すべき資産又は負うべき負債は、少なくとも当事者の一方がその契約による履行を行うまで、一般的に認識されない。例えば、確定注文を受けた企業は、一般に契約時には資産を認識せず(発注した企業も負債を認識せず)、注文された財又はサービスが出荷、引渡し又は提供されるまで認識を延期する。非金融商品項目の売買契約が2.4項から2.7項により本基準の範囲に含まれる場合には、その正味の公正価値が約定日に資産又は負債として認識される(B4.1.30項(c)参照)。さらに、これまで未認識だった確定約定が公正価値ヘッジのヘッジ対象に指定された場合には、ヘッジされたりリスクに起因するヘッジ開始後の正味の公正価値の変動は、資産又は負債として認識される(6.5.8項(b)及び6.5.9項参照)。
- (c) 本基準の範囲に含まれる先渡契約(2.1項参照)は、決済が行われた日ではなく、約定日に資産又は負債として認識される。企業が先渡契約の当事者となる時点では、その権利と義務の公正価値が等しく、先渡契約の正味の公正価値がゼロであることが多い。権利と義務の正味の公正価値がゼロでない場合には、その契約は資産又は負債として認識される。
- (d) 本基準の範囲に含まれるオプション契約(2.1項参照)は、買手又は売手が契約の当事者となった時に、資産又は負債として認識される。

- (e) 計画されている将来の取引は、たとえどれだけ可能性が高くても、企業が契約の当事者になっていないので、資産及び負債ではない。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

(付録 B 適用指針)

パワーとリターンとの関連

委任されたパワー

B60 意思決定者は、自らが代理人かどうかを決定する際に、自身と、管理されている投資先及び投資先に関与している他の当事者との間の全体的な関係、特に下記の要因のすべてを考慮しなければならない。

- (a) 投資先に対する意思決定権限の範囲 (B62項及びB63項)
- (b) 他の当事者が保有している権利 (B64項からB67項)
- (c) 報酬契約に従って得る権利のある報酬 (B68項からB70項)
- (d) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー (B71項及びB72項)

特定の事実及び状況に基づき、それぞれの要因に異なるウェイト付けを適用しなければならない。

以 上